

大田区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

平成18年3月31日
規則第83号

改正

平成19年9月28日第122号

平成22年3月31日第26号

平成27年3月31日第76号

平成30年3月30日第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 事業所に係る次に掲げる申請及び届出は、区長が別に定める様式により行うものとする。

- (1) 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請
- (2) 法第78条の2の2第1項ただし書の規定による別段の届出
- (3) 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による更新の申請
- (4) 法第78条の5及び第115条の15の規定による変更の届出等
- (5) 法第78条の8の規定による辞退の届出
- (6) 法第115条の32第2項第4号の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出並びに同条第3項及び第4項の規定による変更の届出

2 前項第1号の指定及び同項第3号の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(事業所に関する情報の提供)

第3条 区長は、前条第1項第1号の申請に係る指定、同項第3号の申請に係る更新、同項第4号の変更の届出等、同項第5号の辞退の届出並びに同項第6号の業務管理体制の整備に関する事項の届出及び変更の届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、都、国民健康保険団体連合会その他の機関に対し、指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる情報を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、事業所の指定等に関して必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定に基づく事業所の指定等に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成30年3月30日規則第41号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大田区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定に基づく事業所の指定等に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。